

平成15年1月15日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第8号

「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い(案)」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成13年の商法改正における自己株式の取得及び保有規制の見直し、種類株式制度の見直し、新株予約権及び新株引受権付社債の導入などを契機として、平成14年9月25日に企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」を公表致しました。その後、質問の多い点を中心に実務上の取扱いについて検討してまいりましたが、平成15年1月14日の第25回企業会計基準委員会で標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成15年2月21日(金)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があることを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：eps@asb.or.jp

FAX：03-5561-9624

お問い合わせ先：03-5561-8449

(財)財務会計基準機構の許可なく複写・転載等を禁じます。

本公開草案の概要

1 株当たり当期純利益の算定

自己株式の消却の取扱い (Q1)

- 当期の自己株式の消却は、1株当たり当期純利益の算定上、影響はない。
- なお、すべての株主に対して平等に行われる減資による無償消却は、算定及び開示について、株式併合と同様に取り扱う。

中間会計期間における取扱い (Q2)

- 利益処分による役員賞与金は、期末後の株主総会において決議されることが考えられる場合でも、1株当たり中間純利益の算定上、ゼロとして取り扱う。

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定

時価発行増資の取扱い (Q3)

- 時価発行増資において、申込人の保有する新株を取得する権利は、通常の場合、ワラントとして取り扱う必要はないと考えられる。

非公開会社である子会社が発行するストック・オプションについて (Q4)

- 子会社のストック・オプションにより発行される子会社の普通株式に市場価格に基づく価額がない場合には、当該ストック・オプションを連結上の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に反映させず、その影響が大きいと想定される場合には、当該ストック・オプションを算定に反映させていない旨を開示することが適当である。

転換負債の当期純利益調整額 (Q5)

- 期首に転換負債の転換を仮定すると、転換負債の償還は行われないことにより、例えば、償還損益や償還に伴って発生する支払手数料は、当期純利益調整額に含まれるが、社債発行費は、当期純利益調整額に含まれない。
- 税効果を考慮しても税額が発生しないことが確実な場合には、税額相当額をゼロとすることは妨げられない。

転換請求可能期間が未到来である転換株式の取扱い (Q6)

- 行使価格がすでに決まっているケースにおいて、単に時間の経過によって転換請求権が生じる場合には、ワラントと同様、すでに転換可能として取り扱うこととなると考えられる。なお、単なる時間の経過だけでなく、特定の利益水準や株価水準の達成などの条件が付されている場合には、条件付発行可能潜在株式として取り扱う。
- 行使価格が後決方式で期末までに決まっていないケースでも、転換株式を潜在株式調整後1

株当たり当期純利益の算定上考慮するものと考えられ、行使価格を期首（又は発行時）までの情報を織り込んだ価格として取り扱うことが適当である。

1 株当たり純資産額の算定

連結子会社が有する親会社株式数の取扱い（Q7）

- 連結上の1株当たり純資産額の算定にあたって、分母となる期末株式数の算定上、連結子会社の有する親会社株式については、期末時点における親会社持分に相当する株式数を控除することとなる。

以上